

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成２２年９月３日

奈良県監査委員 谷 川 正 嗣

同 南 田 昭 典

同 井 岡 正 徳

同 高 柳 忠 夫

平成 2 0 監査年度分

(ア) 本庁

部局及び所属名	監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 秘書課	平成20年 5月20日	公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)	当該職員に対して自動車の使用にあたっては、細心の注意を払い、安全運転を行うように指導するとともに、全職員に対し、交通法規の遵守及び安全運転の徹底を指示した。 今後、安全運転励行の徹底を図り、自動車事故の防止と車両の適切な管理に努める。
広報広聴課	平成20年 5月20日	「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の認定及び支給について 「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給において、認定及び計算を誤っていたため、2件、7,485円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(指摘事項)	「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の過払い分について、平成20年3月支給分で調整を行った。 今後は、より一層慎重な審査に努め、支給事務を適正に行う。
総務部 総務課	平成20年 8月11日	公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適正な管理に努められたい。(注意事項)	当該運転手に対し、自動車の使用にあたっては安全運転に努めるよう、注意を喚起した。 また、全職員に対しても、課内会議を通じて安全運転と交通事故防止の徹底を図った。 今後も、あらゆる機会を通じ安全運転に対する意識の高揚を図り、事故防止に努めて参る。
総務厚生センター (旧総務事務改革室分)	平成20年 8月11日	小泉職員住宅侵入防止工事について 小泉職員住宅侵入防止工事のフェンスの基礎工事において、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の通知の手続きを行い、回答通知後に開始すべき基礎工事を回答前に始めた為、手戻り工事が発生していた。 今後は法令等に基づき、適正に処理すべきである。(注意事項)	所内職員に対し、事業実施時には各種法令に基づくとともに、関係当局とも調整の上適正な処理を行うよう、口頭にて指導した。

			公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適正な管理に努められたい。（注意事項）	所内職員に対し左記趣旨を口頭にて注意喚起を行った。
地域振興部	市町村振興課	平成20年 6月9日	公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。（注意事項）	事故発生後、当該職員に対し安全運転に努めるよう指導した。 今後も、全職員に対して安全運転を行うよう指導し、交通事故の防止に努める。
こども家庭局	こども家庭課	平成20年 5月30日	母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 償還未済金の回収に努められているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。（注意事項） 児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。（注意事項） 児童扶養手当過払金における返納未済金について 児童扶養手当過払金において返納未済金が認められた。 返納未済金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。	償還未済金については、従来より債務者の償還能力に応じた償還指導や滞納の未然防止に努めているところであるが、今後も、償還開始時や初期滞納者に対する償還指導を徹底するとともに、悪質滞納者に対しては法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告の強化を行い、より一層の収納の促進に努める。 児童の入所措置の際に、保護者への説明と指導を強化し、未然の防止にさらに努めるとともに、初期の未納者に対する早期の納付指導を徹底する。また、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を行い、一層の収納促進に努める。 上記対応の円滑実施のため、こども家庭相談センターとの連携強化を図る。 児童扶養手当過払金の返納未済金については、従来からその解消に努めているところであるが、今後も過払い発生時の納付指導を強化し、滞納状況から優

			(注意事項)	先度を考慮し計画的な返済指導を実施するとともに、債務者の返済能力に応じて分割額を見直すなど、より適切な返済の指導を進め、一層の収納の促進に努める。
健康安全局	平成20年 11月10日	医療管理課 (旧医務課分、旧医大・病院課分)	不適正な会計処理について 奈良県立医科大学附属病院において、過年度に薬品費及び診療材料費の一部を次年度に繰り延べ処理されていたことが報告された。このことは、公会計に対する県民の信頼を揺るがすもので誠に遺憾である。奈良県立医科大学附属病院は平成19年4月に公立大学法人化されているが、引き続き多額の補助を行っていることから、公立大学法人奈良県立医科大学会計規程等に基づき適正な会計処理が行われるよう指導すべきである。 また、過年度分の支出書類等を調査したところ、奈良県行政文書管理規則等により5年間保存すべき納品書について、平成17年度以前の書類が一部確認できなかった。納品書は、物品の納入を確認し、支出の根拠となる重要な会計書類であり、適正保管すべきである。公立大学法人奈良県立医科大学において、会計書類の保管管理が会計規程等に基づき適正に処理されるよう指導されたい。(指摘事項)	(1) 適正な会計処理について 公立大学法人奈良県立医科大学(以下「法人」という。)が、決算について会計監査人による監査を受けることにより適正な会計処理をおこなうよう、法制度に基づき措置(地方独立行政法人法第36条の規定に基づく会計監査人の選任)するとともに、法人に対して、地方独立行政法人会計基準等に則り、適正な会計処理を行うよう通知する。 (2) 会計書類(納品書)の保管について 法人に対して、会計書類について法人の会計規程等に基づき適正に保管(保管年限の遵守)するよう通知した。
健康増進課	平成20年 8月1日		未熟児養育医療費負担金の未収金について 未熟児養育医療費負担金において未収金の増加が認められた。 今後も一層、収納の促進に努めるべきである。(指摘事項)	未収金の発生を未然に防止するため、費用負担制度の説明を徹底するとともに、未納者に対して文書による督促及び催告、電話等による納入指導並びに訪問徴収を実施することにより収納促進を図ってきたところである。 また、未納者への督促状及び催告状の送付と同時に保健所に対し情報提供することにより、保健所が実施する未熟児訪問指導等の事業と連携して納入指導を実施するとともに、一括納入

				の困難な者に対しては分納を取り入れるなど、家庭の事情を勘案した対応も行っているところである。 今後ともこれらの対策を強化するとともに、「未収金対応マニュアル」の作成、訪問徴収に加え電話での催告、居所不明者に対する追跡調査などにより、未収金の収納促進を図る。
	薬務課	平成20年 8月1日	通勤手当及び勤勉手当の支給について 通勤手当及び勤勉手当の支給において、事務処理を誤ったため、2件、84,556円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	通勤手当の支給誤りによる過払い分については、平成20年8月12日に本人から返納させた。 また、勤勉手当の支給誤りによる過払い分については、平成20年5月給与で調整した。 今後は、より一層適正な事務処理に努める。
商工労働部	商工課 （旧金融・商業振興課分）	平成20年 5月28日	貸付金の償還未済金について 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金において、償還未済金が認められた。 貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に努めるとともに、制度の趣旨に添い、厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に一層取り組むべきである。 なお、ヤマトハイミール食品協業組合にかかる債権については、今後も債権回収に向けて引き続き努力されたい。（指摘事項）	償還未済となっている貸付先の多くは高齢化し、既に事業を廃業しているためまとまった返済を求めることが困難な状況である。しかし、督促強化日を毎月定めることによって計画的な債権回収に努め、貸付先の生活実態や資産状況に応じ毎月継続して返済するよう促すとともに、滞りがちな貸付先については随時電話督促を実施してきたところである。また、新規貸し付けに当たっては厳格な審査とともに不動産担保の徴求により将来の未収金発生防止に努めている。 なお、ヤマトハイミール食品協業組合に係る債権については、係争中の「怠る事実の違法確認等請求控訴事件」の公判維持と併行して、これまでに抵当物件の競売申立（21年1月13日～競争入札）、連帯保証人2名に対する自宅土地・家屋の強制競売申立（1名について任意売却により一定額を回収、1名については現在手続中）や返済に関する確約書の徴求を行った。また、組合及び一部の連帯保証人に対する債権者破産を申し立て、昨年12月19日に破産手

			公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。（注意事項）	続開始の決定を受けたところであるが、今後も引き続き連帯保証人の資産状況調査を行い、積極的な債権回収に努めていくこととしている。 職員への安全運転の啓発・周知を徹底し、適切な管理を行っている。
農林部	農業水産振興課	平成20年 7月30日	土地貸付料の調定について 土地貸付料について、奈良県公有財産規則に定められた期限内に納付の手続きがとられず、調定期限の遅延が認められた。 今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう調定を行うべきである。（注意事項）	今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう迅速な事務処理に努め調定事務を適正に行う。
	耕地課	平成20年 7月30日	井堰の操作室建築に伴う建築確認申請について 県営農業用河川工作物応急対策事業における操作室建築工事において、工事着工前に行うべき建築確認の申請がなされていなかった。 工事完成後であるが、至急に建設基準法に従い、確認の申請書を提出して確認済証の交付を受けるとともに、今後は法令等に基づき、適正に処理すべきである。（注意事項） 国営総合農地開発事業費分担金の未収について 国営総合農地開発事業費分担金の未収が認められた。 土地改良区に対して督促状の送付等を行っているが、なお一層早期の収納に努められたい。（注意事項）	操作室建築工事の建築確認申請を桜井土木事務所に行い、平成20年7月16日に確認済証の交付を受けた。次に検査済証を申請し、7月18日に交付を受け、所定の手続きは全て終了した。 今後、操作室建築工事を実施するときは、法令等に基づき適正に事務処理を行う。 土地改良区に対して、直ちに滞納処分を実施する旨の伝達を行い、督促状を送達し、さらに催告書も送達した。 今後も引き続き納入に対する催告を行い、早期の完納が行われるよう努める。
まちづくり推進局		平成20年 6月20日	契約規則で定められた限度額を超えた随意契約について 長期継続賃貸借契約において、契約規則に定められてい	
	地域デザイン推進課			注意された事項について、今後は奈良県契約規則及びその施

	(旧都市計画課分・旧公園緑地室分)		る随意契約できる限度額を超えて随意契約が行われている。 今後は契約規則を遵守し、適正に行うべきである。 (注意事項)	行通知に定めるところに基づいて適正に処理する。
	建築課	平成20年 6月20日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、32,292円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (指摘事項) 公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	過払い分については、本人より返納させた。 今後の支給事務については、留意し適正に処理するよう努める。 県有自動車の事故の防止のため、「建築課の交通安全対策の取り組み」を掲げ、職員に周知徹底を行った。 今後とも、あらゆる機会を通じ、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の絶無に努める。
教育委員会	総務室 (旧教育企画課分)	平成20年 6月11日	「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給について 「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給において認定を誤ったため、1件、13,733円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	認定の変更を行うとともに、過払い分のうち過年度分は平成20年3月27日に本人より返納させ、当該年度分は平成20年3月分給与で調整をした。 今後は、一層慎重な審査に努め支給事務を適正に行う。
	学校支援課 (学校教育課分)	平成20年 6月11日	奨学資金貸付金の償還未済について ①高校奨学資金貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。 ②大学奨学資金貸付金において、多額の償還未済額が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。 ③高等学校全日制課程等修学奨励金貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努め	償還未済金について、従来から滞納者に返還督促を行い、併せて返還相談会(県内24会場)を開催し、返還方法等の周知徹底を図るとともに、個別訪問及び電話等による返還督促を実施してきた。 また、平成18年度から非常勤嘱託4名を雇用し、訪問督促を強化するとともに返還免除・猶予についての周知も併せて行ってきた。 さらに、平成19年度から休日の訪問督促も実施するとともに、法的措置の実施について検

			るべきである。 (注意事項)	討を行い、平成20年4月に支払督促の申立てを行った。 今後も引き続き償還未収金の回収に努める。
	学校教育課	平成20年 6月11日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	事故当事者及び同乗者並びに同じ業務の従事者に対し、事故防止及び安全運転の徹底のため、交通安全活動推進センターにおいて交通安全講習会を受講させた。 また、全職員に対し自動車の運転にあたっては、より一層注意するとともに安全運転に心がけるよう注意喚起した。 今後も、あらゆる機会を通じて安全運転に対する意識向上の徹底を図り、交通事故防止に努める。
	保健体育課	平成20年 6月11日	行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。 使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	当該行政財産使用許可については、平成20年度より、くらし創造部生涯学習・スポーツ振興課に事務移管したため、当該使用料については、年度当初に調定を行うよう事務引継を行った。 また当課全職員に対して、調定事務について、調定時期等規定に基づき適正に処理するよう指導を徹底した。
公安委員会	警察本部	平成20年 7月28日	公用車事故の発生防止について 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期し、安全運転の徹底とともに車両の適切な管理が図られるよう措置を講じられたい。 (指摘事項)	事故当事者に対しては、再発を防止するため、安全運転講習を受講させ、シミュレーション装置を用いた危険予測運転訓練等を行っているが、同講習の頻度を高め、安全運転の徹底指導を実施した。 奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能認定審査及び専科教養時において、交通事故防止対策の指導教養を実施した。 今後とも、あらゆる機会を通じて、職員の事故防止意識の高揚と安全運転の徹底を図り、交通事故の絶無に努める。

(イ) 出先機関

部局及び所属名		監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地域振興部	県立大学	平成20年 6月2日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、報告を誤ったため、1件、8,250円の支給不足、2件、91,380円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項)	通勤手当の支給不足の1件については、平成20年4月に正規支給額に上乗せして支給し、調整を行った。 また、過払いの2件については、内1件は平成20年4月に支給額と相殺して調整を行うとともに、残る1件は平成20年5月に返納させた。 今後は、より一層適正な事務処理に努める。
	文化観光局 民俗博物館	平成20年 7月23日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(注意事項)	事故を起こした職員には、県の安全運転講習会を受講させ、公用車の安全運転に努めるよう研修させると共に、公用車の安全運転の大切さを指導した。 また、事故防止のため、全職員に対し、交通法規の遵守や安全運転について周知徹底を図った。 今後も、あらゆる機会を通じ、安全運転の励行の徹底を図り、交通事故の防止と車両の適正な管理に努める。
福祉部	吉野福祉事務所	平成20年 11月10日	生活保護費返還金の未収金について 生活保護費の返還金において未収金の増加が認められた。 今後も一層、収納の促進に努めるべきである。(注意事項)	生活保護費返還金の滞納者については、督促状の発送や状況に応じ電話、直接訪問を行い支払いを求めているところであるが、より効率的な回収を行うため、滞納の理由や生活状況等に関して債務者本人及び関係者から聞き取り等の調査を行い、債務者それぞれの生活状況に応じて弁済計画を立てるよう指導し、定期的な督促、納入状況の確認等を行うなど、今後より一層収納の促進に努める。
	筒井寮	平成20年 11月10日	児童福祉施設使用料の収納について 児童福祉施設使用料において、事務処理を誤り、また、収納状況の確認を行っていないため、収納遅延となった。	指摘のあった事項については、誤りを正し適切な事務処理を行った結果、既に収納済みとなった。

			ているものが認められた。 今後は、納期に収納状況の確認を行い、未収分について督促を行うなど、適正な収納事務を行うべきである。 (注意事項)	今後は、納期に収納状況の確認を行い、適正な収納事務に努める。
	登美学園	平成20年 11月10日	児童福祉施設使用料未収金について 児童福祉施設使用料において、未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、より一層の適正な債権管理と早期収納に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。 (注意事項)	平成18年10月の利用契約制度への移行当初より、保護者には利用料の積算・請求の流れを含めた契約内容、利用者負担について説明するとともに、毎月の利用実績の確認を求めたうえで、請求明細書及び納入通知書を出来るだけ直接手渡しすることで速やかな納付を促してきたところである。 今後は滞納の初期段階できめ細かく納付督促を行うことにより、長期化することを防止し、既に長期化した滞納ケースには計画的納付を指導するとともに、電話や訪問を行う等、収納の促進に努める。
こども家庭局	中央こども 家庭相談センター	平成20年 11月10日	公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	平成20年2月27日のセンターの定例会議（参加者24名）で、交通法規を遵守のうえ、安全運転の励行を促し、交通事故防止に努めるように注意喚起した。 その後も、ミーティング、その他の機会を利用して、安全運転に対して声かけをして意識の向上を図っている。 今後も、安全運転の徹底を図り交通事故防止に努める。
健康安全局	郡山保健所	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	安全運転の励行に努めるよう所内研修を3月2日に実施し、安全運転について再認識を深めさせ、その徹底を図った。 今後も、安全運転の徹底を図り、交通事故の防止に努める。
	奈良病院	平成20年 7月23日	医業収入の未収金について 医業収入において、未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後も引き続き適正	随時電話での督促を実施しており、収納促進の目的のために振込納付書を添付して督促状の発送もし、未収金の収納に努め

		な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生防止に努められたい。 (指摘事項)	ている。 また、病院に対して支払拒否等の高額滞納者を対象に、医療管理課と協力して、法的措置を実施している。 今後は、新たな未収金を生じさせないため、医療費の相談窓口を強化し、これまで以上に分納・延納の相談にも応じるとともに、7月からクレジットカードによる決済を行う。また、平成21年度中に債権回収業務委託を行う予定である。
三室病院	平成20年 7月23日	医療収入の未収金について 医療収入において、未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事後処理を誤ったため、1件、15,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項) 備品設置に伴う変更について ナースコールの購入において、設計時(仕様書)と設置工事完了後で、機器の数量等内容に差違があったが変更処理がされていなかった。また、変更承認は口頭によるもので書面による協議書、確認書、承諾書も作成されていなかった。 今後は、書面による協議書、承諾書を作成するとともに仕様書変更について決裁をとるべきである。 (注意事項)	未収金の回収については、高額医療費の現物支給制度・貸付制度の活用、電話による督促、再来院患者への窓口での督促及び督促状の送付や分納・延納相談により、回収に努めている。 また、支払拒否者等の高額滞納者に対しては、医療管理課と協力して法的措置を実施していく。 今後も、なお一層、未収金回収に努める。 通勤手当の誤りについては、速やかに修正するとともに、過払いについては、平成20年5月に本人から返納させた。 今後は、より一層、慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。 備品設置に伴う変更については、品数の再チェック、納品書の作成・添付、仕様書構成品と納品書構成品(完成図書)の価格比較表作成を実施した。 今後は、工事着手後の現場要求等に起因する事後の変更が生じた都度、変更協議を行い協議書、承諾書を作成し決裁を徹底する等、変更事務の適正と手続の遵守に努める。
五條病院	平成20年 7月25日	医療収入の未収金について 医療収入において、未収金の増加が認められた。	医療収入の未収金について、新たに発生したものは早期段階

			未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。 (指摘事項) 通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事後処理を誤ったため、1件、2,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	で未納者を把握し、電話による催告や督促状・催告書の送付を行う。過年度分についても定期的に催告を行い、最寄りの銀行からの振り込みによる納付にも応じるなどして早期回収に努めるとともに支払拒否等の高額滞納者に対しては、医療管理課と協力して法的措置を実施していく。 また、未収金の発生防止策として、投薬・院外処方箋の引き替え及び退院許可を収納確認後に行うことの徹底や、分納・延納・振り込みの相談に積極的に応じていくことで納付意識を高めていく。 通勤手当の事後処理誤りについては、11月5日に適正に処理、11月21日に確認した。 今後の支給事務については、充分留意する。
	食品衛生検査所	平成20年 1月21日	旅行命令の決裁について 所長の旅行命令及び復命について、奈良県事務決裁規程に定められた決裁が行われていないものが認められた。 今後は規程どおり決裁を行うべきである。 (注意事項) 契約規則で定められた限度額を超えた随意契約について 長期継続賃貸借契約において、契約規則に定められている随意契約できる限度額を超えて随意契約が行われていた。 今後は契約規則を遵守し、適正に行うべきである。 (注意事項)	今後は規程どおり決裁を行う。 今後は契約規則を遵守し、適正な契約業務の執行に努める。
	くらし創造部 樫原公苑	平成20年 4月23日	嘱託職員の通勤報償費及び「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の支給について 嘱託職員の通勤報償費の支給において認定を誤ったため、1件、20,000円の過払いが認められた。また、「日々雇用職員に対する通勤手当	嘱託職員の通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払分を平成20年2月19日に本人から返納させた。

			に相当する給与」（賃金）の支給において認定を誤ったため、1件8,925円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	また、「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」（賃金）の過払いについては、平成20年2月支給分で調整した。 今後は、一層慎重な審査に努め支給事務を適正に行う。
商工労働部	工業技術センター	平成20年 5月26日	嘱託職員の通勤報償費の支給について 嘱託職員の通勤報償費の支給において、認定を誤ったため、1件、8,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。（注意事項）	嘱託職員の通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分については平成20年2月20日に返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め、支給事務を適正に行う。
農林部	中央卸売市場	平成20年 5月26日	市場使用料等の未収金について 市場使用料等において、未収金が平成16年度以降毎年度増加している。 未収金が増加しないよう原因を分析し、未収金の圧縮について積極的な対応に努めるべきである。（指摘事項）	市場使用料等の未収金について、平成18年度に未収金対策強化を図るため、中央卸売市場施設使用料等滞納整理事務内規を作成した。 それに基づき滞納者へは、督促状による納付催告・事業所訪問及び事務所への呼出、事情聴取を行い納付の誓約や支払計画書の策定等により収納に努めている。 今後さらに、納付誓約、支払計画策定により納付の意思を示したが、実行しない滞納者に対しては、昨年12月に農林部内に設置した県中央卸売市場未収金対策会議（農林部長以下、総務室長、市場長等で構成）の決定による滞納者の納付状況等に応じた区分を設定し、誓約した納付を怠れば、預託保証金の強制充当を行うとともに、回収可能なものについては強制執行等の法的措置を執るなど、より一層の収納促進に努める。
	中部農林振興事務所	平成20年 12月17日	見積書による設計単価の取扱について 設計単価に見積書を使用する場合、見積額の最低価格を採用すべきところ、3者の見積額の平均価格を採用していた。 農林部の積算基準に従い最	今後このようなことのないよう、積算基準に基づき適正に行う。

		低価格で適正に積算すべきである。 (注意事項)	
東部農林振興事務所	平成20年 11月20日	支出負担行為の整理時期及び支出科目について 予算執行において、協定締結日の後日に支出負担行為を行い、かつ不適正な支出科目による支出を行っているものが認められた。 今後は、支出負担行為の整理を適正な時期に行うとともに、適正な支出科目で支出すべきである。 (注意事項) 見積書による設計単価の取扱について 設計単価に見積書を使用する場合、見積額の最低価格を採用すべきところ、3者の見積額の平均価格を採用していた。 農林部の積算基準に従い最低価格で適正に積算すべきである。 (注意事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき適正な会計処理を徹底する。 今後はこのようなことのないよう、積算基準に基づき適正に行う。
家畜保健衛生所	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	事故直後に関係者から、事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、事故防止の基本動作である安全確認の徹底を指示した。また全所員に対しても、公用車の事故防止のため安全運転の徹底と車両の適切な管理を行うよう指示した。 今後とも全所員に対し、公用車の運転については、車両点検時や定例課内会議等の機会を通じて交通事故防止に対する指導教養を徹底して、公用車事故の絶無に努める。
土木部 郡山土木事務所	平成20年 12月19日	道路占用料及び河川占用料の調定誤りについて 道路占用料及び河川占用料について、3件の調定誤りが認められた。 今後、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。 (注意事項) 公用車事故の発生及び使用中における毀損について 公用車事故の発生及び公用	道路・河川占用料について、調定等の是正を行った。また、チェック体制を整え、今後適正な事務処理の徹底を図る。 事故防止について、自動車の

		車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	運行にあたって安全運転に努めるよう全職員に周知徹底を行った。 今後は、さらに道路交通法を遵守し安全運転の励行等について機会あるごとに周知徹底に努める。
高田土木事務所	平成20年 12月17日	予算執行について 工事請負費の執行において、不適正な歳出科目による支出が認められた。 今後は適正な歳出科目で支出すべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な歳出科目で支出する。
桜井土木事務所	平成20年 11月12日	契約事務について 用地買収の契約期間延長契約において、変更契約締結の伺いを行わずに契約を行っているものが認められた。 変更契約締結においても事前に決裁を受けた上で契約を締結すべきである。 (注意事項) 公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	全職員に対し、奈良県契約規則に基づき、契約事務を適正に処理するよう指示するとともに、今後も引き続き指導の徹底を図る。 事故を起こした職員に対し、平成19年8月30日に注意を喚起するため、所長より文書を手渡した。 また、公用車の事故防止のため係長会議等で全職員に対し、交通法規の遵守や安全運転について周知徹底を図った。 今後も、安全運転に対する意識の高揚を図り事故防止に努める。
吉野土木事務所	平成20年 11月20日	日々雇用職員の賃金の支給誤りについて 日々雇用職員の賃金の支給において日額単価を誤ったため、10件、44,313円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項) 公用車使用中における毀損について 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに	日々雇用職員の賃金の支給誤りについて、平成20年12月18日にて支出処理した。 今後は、支給誤りが生じないように適正処理に努める。 公用車使用中における毀損について、事故発生後係長会議、仕事納め式及び仕事始め式において、職員への周知を図った。

		に、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	今後も、安全運転の徹底を図り、交通事故の防止に努める。
五條土木事務所	平成20年 11月18日	特殊勤務手当の支給誤りについて 高所作業手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、1,480円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項) 公用車使用中における毀損について 前年度に引き続き公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	高所作業手当の過年度過払い分については、平成20年12月12日付けで全額本人から返納させるとともに、今後一層適正な事務処理の徹底を図る。 交通事故皆無を目指すため全職員を対象に交通安全運転講習会を行い事故防止及び安全運転の徹底を図った。 今後はより一層、安全運転に対する意識の向上を図り事故の再発防止に努める。
J R 連続立体・幹線道路建設事務所 (旧 J R 奈良駅連続立体・街路事務所分)	平成20年 6月2日	会計年度誤りについて 平成19年度に購入した郵便切手代149,200円の支払いを平成18年度で支出していた。 今後は、計画的な予算執行を行うとともに、適正な会計年度で支出すべきである。 (注意事項)	日常から職員間でクロスチェックを行わせ、出納閉鎖期間中は特に会計年度誤りが起こらないよう再発防止に努める。
大和川水系ダム建設事務所	平成20年 3月19日	設計業務委託について 緑化設計業務委託において、関係課との調整が十分でなかったため、関係課で以前実施した同様の設計業務委託の設計区域の一部と重複した区域について設計しているものが認められた。 今後は、事業実施にあたっては、関係課と十分調整のうえ、効率的な予算執行をされたい。 (注意事項)	緑化設計区域の一部重複については、区域は重複しているものの、大和川水系ダム建設事務所が工事により形状変更を行っており、再設計はやむ得ないものと考えるが、再設計の成果を十分利用できなかったことについては、ダム建設事務所と関係課との調整が不十分であったためと考えており、今後の事業実施にあたっては、関係課と十分な調整のうえ適切な予算執行をしてまいりたい。 なお、当時の職員に注意を行うとともに、当課職員に対しても適正な予算の執行管理を実施するように促したところである。
教育委員会 教育研究所	平成20年 1月18日	嘱託職員の通勤報償費の支給について 嘱託職員の通勤報償費の支給において認定を誤ったため、	嘱託職員の通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を

		2件、228,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	行うとともに、過払分を平成20年1月4日に本人から返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め、支給事務を適正に行う。
樫原考古学研究所	平成20年4月23日	かい長への事務の委任の範囲を超えた契約について 契約規則に定めるかい長に対する事務委任の範囲を超えて契約が行われていた。 今後は契約規則を遵守し、適正に処理すべきである。（注意事項）	今後はこのようなことがないよう、関係法令（県会計規則、県契約規則）を遵守し、契約業務の適正な遂行に努める。
奈良北高等学校	平成20年1月31日	住居手当の認定について 住居手当の支給において認定を誤ったため、1件、609,500円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。（注意事項）	住居手当の認定誤りについては、認定の取消を行うとともに、過払分のうち当該年度分は平成20年1、2月分給与で調整し、過年度分は平成20年3月5日に本人から返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め、適正に認定事務を行う。
西和清陵高等学校	平成20年12月15日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 電話、文書、面談による納付指導を行う等未収金の解消に努められているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。 なお、時効が完成していると思われる平成15年度の1件については、速やかに不納欠損処分を行うとともに、これまでに時効中断事由がないため、また、過去に債務承認がなされ一旦時効が中断したもののその後の納付がないため、時効の満了日が近い未収金6件については、速やかに債務承認等の時効中断措置を講じ、もって債権の保全に努められたい。（指摘事項）	指摘事項の時効が完成していると思われる平成15年度の1件について、再度調査したところ、平成16年6月1日に文書督促しており、時効が中断していた。 そして、改めて、平成20年12月15日に本校から文書による督促をしたところ、12月25日に納付があった。 また、指導事項のあった、これまでに時効中断事由がないため、また、過去に債務承認され一旦時効が中断したもののその後納付がないため、時効満了日が近い6件について、昨年12月に学校から督促状を配達記録により送達したところ、宛所が不明のため返送されてきた。については、監査結果報告後に現地調査し確認した結果、居住が確認できず、郵便の返送と併せて居所不明と判断した。 今後も、高等学校授業料の未納金については、督促状況を確認し、債権の保全に努め、一層収納の促進に取り組んで参る。
二階堂高等	平成20年	複写機消耗品代の単価契約に	

学校	2月12日	ついて 「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則」に定める契約でない、複写機消耗品代の単価契約について、長期継続契約を締結していた。 今後は、同条例及び同施行規則を遵守し、適正に処理すべきである。（注意事項）	複写機消耗品代の単価契約は単年度とした。 今後は、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則を遵守し、適正に契約事務を行う。
磯城野高等学校	平成20年1月18日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、より一層の適正な債権管理と早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。（注意事項）	「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき、電話、文書、訪問による納付指導を行っているが、今後もより一層の債権管理を徹底し、未収金の減少と発生の防止に努める。
奈良情報商業高等学校	平成20年2月6日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、20,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。（注意事項）	通勤手当の認定誤りについては変更を行うとともに、過払いの一部を平成20年1月分給与で調整し、残額については、平成20年2月26日に本人から返納させた。 今後は、一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。
桜井高等学校	平成20年2月6日	高等学校授業料の減免事務について 高等学校授業料の減免事務において、事務処理を誤ったため、1件、43,200円の徴収不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の減免事務に留意すべきである。（注意事項）	高等学校授業料の減免事務における決定誤りについては、決定を変更するとともに、徴収不足については、家庭訪問のうえ説明を行うとともに、文書・電話により督促を行っているところである。 今後はより一層慎重な審査に努め、減免事務を適正に行うとともに未納入分については、早期の回収に努める。
王寺工業高等学校	平成20年11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 電話、文書、面談による納付指導を行う等未収金の解消に努められているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。（注意事項）	「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき適正に徴収事務を行いより一層収納促進を図るとともに、授業料等徴収促進委員会の活用等により学校全体の連携強化をはかり、未収金の回収と発生の

			防止に努める。
御所工業高等学校	平成20年 11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 滞納者に対し、文書による督促、また、個別訪問により納付指導を行い納付計画書の提出を求めるなど、未収金の解消に努力されているが、今後一層未収金の解消に努めるべきである。（指摘事項）	「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき、適正に徴収事務を行うため、学校全体で徴収促進のための体制を強化する。また、新たな未収金発生を防止するために早期の対応を図るとともに、高額未納者への対策として実態の把握と分析を行い効果的な徴収対策を講じ、法的措置の活用も念頭に置き未収金の縮減に努める。
大淀高等学校	平成20年 1月29日	高等学校授業料の減免事務について 高等学校授業料の減免事務において、事務処理を誤ったため、1件、43,200円の過徴収が認められた。 適正に処理するとともに、今後の減免事務に留意すべきである。（注意事項）	過徴収分43,200円については、直ちに戻出処理を行った。 今後の減免事務にあたっては、更なる慎重なチェックを行い適正な減免事務を行う。
吉野高等学校	平成20年 11月10日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において未収金の増加が認められた。 今後も定期的に授業料等徴収促進委員会を開催し、滞納者に対する納付指導を徹底・強化するほか、支払督促等の法的措置を導入するなど、一層の収納促進と新たな発生防止に努めるべきである。（指摘事項）	「奈良県立高等学校授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき、授業料等徴収促進委員会を開催し、納付指導を強化するとともに減免や奨学金制度の活用及び分納により未収金の減少と発生の防止に努める。 また、現在支払督促の法的措置の手続き中であり、支払督促の申し立て制度を活用して収納の促進に努めている。
公安委員会 奈良警察署	平成20年 6月2日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。（指摘事項）	何れの事故においても、事故発生直後に関係者から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。 また、幹部会議及び署員研修において、署員に対して安全確認及び安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。 今後とも、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能審査の受審及び安全運転講習の受講並びに毎月の

			研修、朝礼及び小集団討議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止対策の指導教養を続けて実施し、公用車事故の絶無を期す。
奈良西警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	交通事故発生直後、事故原因の検証を行い、事故防止における基本動作である安全確認の徹底を繰り返し指示した。 日々の朝礼、車両点検時において安全運転五則を復唱させるなど交通事故防止について指導教養を徹底し、定例研修においては全署員を対象に安全運転対策の具体例を挙げ、基本動作の重要性を再認識させ、交通事故防止の周知徹底を図った。 今後とも、継続した安全運転指導、教養を行い全署員の事故防止に対する運転技術及び意識の向上を図り、公用車事故の絶無に努める。
生駒警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	事故当事者に発生状況の詳細な聴取を行い、事故原因の検証を行うとともに事故防止の基本動作である安全確認の徹底を指示した。 今後とも、仕業点検時に幹部が安全運転指導を行うなど、全署員に対してあらゆる機会を通じて、継続した交通事故防止対策の教養を行い、公用車事故の絶無に努める。
郡山警察署	平成20年 4月18日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、18,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべき	交通事故が発生した直後の署員研修において、交通事故が発生した原因等の究明など安全運転教育等の指導を行った。 また、運転者及び同乗者に対し、安全確認、安全運転の徹底を指示した。 今後は、交通事故発生の絶無に努める。 認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成20年2月分の給与で調整した。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。

		である。 (注意事項)	
西和警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	交通事故発生直後、関係者から発生状況を詳細に聴取し、事故原因について検証した。 運転者及び同乗者には、交通法規を遵守の上、交通環境・道路状況を常に念頭に置き、安全運転に徹するよう指導した。 また、幹部会議及び署員研修等において、全署員に対して、安全確認と職責を自覚した運転の励行を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。 今後とも、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、全署員に安全運転徹底の指導教養を継続実施し、公用車使用中における事故の絶無に努める。
宇陀警察署	平成20年 11月10日	公用車使用中における毀損について 前年度に引き続き公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	毀損事故発生直後に運転者及び車両管理者から、毀損原因等について詳細に事情聴取するとともに、再発防止のため、交通関係法令等の遵守及び安全運転並びに車両の適正管理に努めるよう指示徹底した。 今後とも、全署員に対して、車両点検時や研修などあらゆる機会を通じて、継続した交通事故防止の指導教養を実施して、安全運転に対する意識の向上を図ると共に、公用車の適切な使用管理に努める。
田原本警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	事故発生直後に関係者から事故原因等を詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。 また、幹部に対しては毎日の幹部会議において、署員に対しては毎日の朝礼及び毎月の署員研修時において、交通法規を遵守し、安全運転及び交通事故防止に努めるよう指示した。 今後とも、公用車使用中の事故防止については、署員研修等のあらゆる機会を通じて交通事故防止の指導教養を実施し、公用車事故の絶無に努める。
橿原警察署	平成20年	公用車事故の発生について	

	4月23日	前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項) 警察施設使用料の調定漏れについて 警察施設使用料において、1件、9,600円の調定漏れが認められた。速やかに調定を行うとともに、今後は行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	何れの事故においても、関係者から事故原因等について詳細に事情を聴取するとともに、交通法規を遵守し安全運転及び交通事故防止に努めるよう指導した。 また、毎朝の朝礼、幹部会議及び毎月開催する署員研修において、全署員に交通法規の遵守と安全確認及び安全運転の徹底を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。 今後、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能審査の受審及び安全運転講習の受講並びに小集団討議等あらゆる機会を通じて全署員に継続した交通事故防止対策の指導教養を実施し、公用車事故の絶無に努める。 調定漏れについては、平成20年2月8日に収納した。 今後、規則に基づき調定事務を適正に行う。
高田警察署	平成20年11月10日	公用車事故の発生について 前年度に引き続き公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	何れの事故においても、事故発生直後に関係者から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。 また、幹部に対しては事故直後の幹部会議において、署員に対しては週3回の朝礼及び毎月の署員研修時において、公用車使用中の交通事故防止に努めるよう、安全運転の徹底を指示した。 今後とも、公用車使用中の事故防止については、署員研修等のあらゆる機会を通じて交通事故防止対策の指導教養を継続実施し、公用車事故の絶無に努める。
五條警察署	平成20年11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。	交通事故発生直後、事故原因の検証を行い、事故防止におけ

		公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	る基本動作である安全確認の徹底を指示した。 また、毎朝実施している運行前車両点検を今後も継続、徹底するよう指示するとともに、朝礼及び定例研修においては、全署員を対象に安全運転対策の具体例を挙げ、基本動作の重要性、公用車事故が警察業務に及ぼす影響について再度認識させ、交通事故防止の周知徹底を図った。 今後とも、機会あるごとに安全運転の指導と教養を行い継続して意識の向上を図ることにより、公用車事故の絶無に努める。
吉野警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	交通事故の発生を受け、直ちに署員に対して交通事故の発生を伝え、事故原因の検証を行い、安全運転の徹底を図るよう指導した。 また、毎日の朝礼や月1回の研修時には、全署員に運転の基本動作である「安全運転五則」を遵守し、安全運転、交通事故防止に努めるよう指導した。 今後とも、小集団討議等あらゆる機会を通じて継続した安全運転指導、教養を実施し、公用車事故の絶無に努める。
中吉野警察署	平成20年 11月10日	公用車事故の発生について 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (注意事項)	事故発生直後に関係者から事故原因等を詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指導した。 また、幹部に対しては毎日の幹部会議において、署員に対しては毎日の朝礼及び毎月の署員研修時において、交通法規を遵守し、安全運転及び交通事故防止に努めるよう指示した。 今後とも、公用車使用中の事故防止については、署員研修等あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導教養を実施し、公用車事故の絶無に努める。

(ウ) 財政的援助団体等

所属名	監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
社団法人奈良県	平成20年	補助金の交付申請及び実績報	

歯科医師会 [所管する課] 地域医療連携課	12月19日	告事務について 1 歯科衛生士養成事業補助金において、補助金交付要綱上、補助対象とならない経費を補助対象経費として交付申請、実績報告が行われていた。また、決算見込額で精算報告が行われ、最終決算額が変更になっているにもかかわらず、最終決算額の報告が行われていなかったため、平成15年度213,000円、平成18年度3,000円、合計216,000円の補助金の過大な受領が認められた。 補助金の交付申請及び実績報告に当たっては、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分し、適正に執行するとともに最終決算額の報告を行うべきである。 2 奈良県地域医療推進費補助金にかかる歯科助手等のスキルアップ講習会事業において、受講者から徴収している負担金を控除せずに講習会の開催費用を補助対象経費としていたものが認められた。 補助対象事業において特定の収入がある場合は、当該収入を控除して補助対象経費を算定すべきである。 (指摘事項) 奈良県地域医療推進費補助金について 奈良県地域医療推進費補助金にかかる歯科助手等のスキルアップ講習会事業において、	(1) 歯科衛生士養成事業補助金の補助対象経費の明確化について 補助要綱に則って、補助対象経費と補助対象外経費については明確に区分し、尚且つ支出処理時にもチェックの上、決算実績報告書に反映させる体制を整えた。 (2) 歯科衛生士養成事業補助金の一部返還について 補助対象にならない経費を補助対処として交付申請したため過大に受領した補助金については、直ちに返還処理をすることとした。 (3) 歯科衛生士養成事業補助金の根拠となる帳簿・資料の整理について 実績報告書の審査の際、根拠となる帳簿・資料等の整理を行い、最終決算額を報告できるよう、体制を整えた。 2 補助対象となっていた歯科助手等のスキルアップ講習会事業は、歯科医院での正確な業務の遂行や患者さんへのより適切な対応等を目的として行ったもので、参加する受講者からは講師料やテキスト代等を負担金として徴収し、開催していた。 本事業については、今回の指摘を受け、事業経費から受講者の負担金を控除し、補助対象経費の精査を行った。今後も補助対象事業において、特定の収入がある場合は、当該収入を控除し、補助対象経費を適切に算定していく。 なお、今回の控除により、奈良県地域医療推進費補助金にかかる補助対象経費が減額となったが、全体では補助金を上回るため、補助金額に変更は生じていない。 実績報告の審査については、報告書の提出後、複数名の担当者により、現場に赴き、根拠と
---	---------------	---	---

[所管する課] 健康増進課	受講者から徴収している負担金を控除せずに講習会の開催費用を補助対象経費としていたものが認められた。 今回の問題は、実績報告の審査が不十分であったことに起因するものであり、実績報告書の審査に当たっては、根拠となる帳簿・資料等を確認するなど、完了検査の充実・強化を図るべきである。 (指摘事項) 歯科衛生士養成事業補助金について 歯科衛生士養成事業補助金において、補助金交付要綱上補助対象とならない経費を補助対象経費として交付申請、実績報告を行っていたものが認められた。また、決算見込額で補助金の交付を行い、最終決算額の確認を行わなかったため、平成15年度213,000円、平成18年度3,000円、合計216,000円の過大な支出が認められた。 適正に処理するとともに、今後、交付申請書の内容を十分に確認し、実績報告書の審査に当たっては、根拠となる帳簿・資料等を確認するなど、完了検査の充実・強化を図るべきである。(指摘事項)	なる帳簿・資料等を確認していくように課内体制を整備し、実施する。 (1) 歯科衛生士養成事業補助金交付要綱の改正 今回の指摘事項である補助対象とならない経費を補助対象経費とした経緯を調査した結果、補助金交付担当者及び事業者双方とも補助対象経費に該当すると誤解していたことが判明。その原因は、現行の歯科衛生士養成事業補助金交付要綱の記載の仕方が不明確であったため。指摘を受け、同要綱の改正を行い、補助対象経費の規定の仕方を明確にし、改正要綱を平成20年度補助金から適用することとした。 (2) 過大な支出金の返還 過大な支出金216,000円は、奈良県補助金等交付規則に基づき事業者に対して平成21年3月5日付けで交付決定の一部取消しを行い返還を命じ、平成21年3月6日事業者から県に全額納付された。 (3) 補助金事務にかかる執行体制の強化 指摘のとおり、交付申請内容や実績報告書の確認作業の不十分さが今回の過大な支出を招いた要因である。これは当該補助金事務担当者一人の問題ではなく、課全体でのチェック体制の問題と認識している。 複数の者によるチェック、提出された書類や事業者への電話での問い合わせだけでなく、根拠となる帳簿・資料等の確認を徹底して行い再発防止に努める。
--------------------------	--	---

平成 2 1 監査年度分

(ア) 本庁

部局及び所属名	監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務部 総務厚生センター	平成21年 8 月 6 日	普通財産貸付料の調定について 継続分の普通財産貸付契約に係る貸付料について、調定時期の遅延が認められた。 使用料の納期限については、奈良県公有財産規則第18条第1号の規定により、貸付料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。（注意事項）	今後は、規則に基づき適正に調定事務を行う。
福祉部 障害福祉課	平成21年 5 月 20 日	心身障害者扶養共済制度掛金収入の未収金について 心身障害者扶養共済制度掛金収入において未収金の増加が認められた。 督促の実施など未収金の回収に努力されているが、今後一層の促進に努められたい。（注意事項）	心身障害者扶養共済制度に加入していながら未収のあるものについて、文書督促、電話督促等を強化し、保険料徴収、脱退等の措置をとった。 心身障害者扶養共済制度からの脱退者で未収のあるものについても、引き続き催告等を強化した。 今後も当該取り組みを継続して行うとともに、制度加入滞納者に対しては資格喪失措置等の厳しい態度で臨み、債権回収率のさらなる向上に努めて参りたい。
こども家庭局 こども家庭課	平成21年 5 月 20 日	母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 支払督促の申立予告を行うなど回収に努められているが、今後一層収納の促進に努められたい。（注意事項）	償還未済金については、従来より債務者の償還能力に応じた償還指導や滞納の未然防止に努めているところであるが、今後、償還開始時や初期滞納者に対する償還指導を徹底するとともに、悪質滞納者に対しては法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告の強化を行い、より一層の収納の促進に努める。 なお、本年度においては、行政経営課実施の債権回収外部委託を活用し、収納の促進に努めている。

			児童扶養手当過払金における返納未済金について 児童扶養手当過払金において返納未済金の増加が認められた。 督促の実施や時効の防止策を講じられているが、今後一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	児童扶養手当過払金の返納未済金については、従来からその解消に努めているところであるが、今後も過払い発生時の納付指導を強化し、滞納状況から債務者を分類し計画的な返済指導を実施するとともに、債務者の返済能力に応じて分割額を見直すなど、より適切な返済の指導を進め、一層の収納の促進に努める。 なお、本年度においては、行政経営課実施の債権回収外部委託を活用し、収納の促進に努めている。
			児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 督促の実施など未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	児童の入所措置の際に、保護者への説明と指導を強化し、未然の防止にさらに努めるとともに、初期の未納者に対する早期の納付指導を徹底する。また、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を行い、一層の収納促進に務める。 上記対応の円滑実施のため、こども家庭相談センターとの連携強化を図る。
健康安全局	地域医療連携課	平成21年 7月22日	看護師等修学資金貸付金の償還未済金について 看護師等修学資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。 文書、電話による督促等を行い、償還未済金の回収に努められているが、今後一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)	看護師等修学資金貸付金の償還未済金については、引き続き督促状による納付催告や家庭訪問による納付指導を行う。また、看護師等養成所の会議において学生への指導について引き続き協力を依頼するとともに、看護師等修学資金貸付金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止を図り、一層の未収金の回収に努める。
			契約規則で定められた限度額を超えた随意契約について 録音テープ反訳作業委託契約（単価契約）について、契約規則に定められている限度額を超えて随意契約が行われていた。	今後は、契約規則に基づき適正に処理する。

			契約規則を遵守し、適正に行うべきである。 (注意事項)	
	医療管理課	平成21年 7月22日	補助金の交付事務について 奈良県病院協会運営費補助金交付事務において、実績報告書が提出されておらず、精算も行われていなかった。 実績報告書は、交付要綱に定められた期日（補助事業の完了した日から20日以内）までに提出させ、出納整理期間内に精算しなければならない。補助金交付要綱に基づき事務手続きを適正に行うべきである。 (注意事項)	今年度から団体運営費補助から事業補助へ、補助事業の見直しを実施する。 運営事業補助金交付要綱を、事業補助金交付要綱へ改正を行う。 今回の指摘事項をふまえ、今年度は事業の執行管理を十分にを行い、事務手続きについても適正な時期に、確実に実施・確認を行うよう努めていきたい。
	健康増進課	平成21年 7月22日	未熟児養育医療費負担金の未収金について 未熟児養育医療費負担金において未収金の増加が認められた。 今後も一層、収納の促進に努めるべきである。 (指摘事項)	未収金対策として未納者に対して文書による督促及び催告、電話等による納入指導を実施、9月から10月初めには訪問徴収により収納促進を図ってきたところである。 また、納入通知書等の返戻分は住所調査を行い転居先へ送付、訪問徴収において一括納入の困難な者に対しては、分納誓約書を取り、納付書を送付するなど未収金が生じないように努めている。 今後とも、これらの対策を強化するとともに、未収金対応の手続きを定めるなどにより効果的な未収金対策を行い、一層未収金の収納促進を図る。
商工労働部	商工課	平成21年 5月29日	貸付金の償還未済金について 中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金において、償還未済金が認められた。貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に努めるとともに、制度の趣旨に添い、厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に一層取り組むべきである。 なお、ヤマトハイミール食品協業組合にかかる債権については、債務者（連帯保証人	新規貸し付けに当たっては、厳格な審査とともに不動産担保の徴求により将来の未収金発生防止に努めたところである。未収金を発生させている貸付先の多くは廃業や債務者の高齢化などのためまとまった返済が困難な状況であるが、催促強化日を毎月定めることによって計画的な督促に努め、貸付先の生活実態や資産状況を把握し毎月継続して返済するよう促してきたところである。 ヤマトハイミール食品協業組合に係る債権については、これ

			を含む。)に対する競売開始申立などが行われ、連帯保証人財産の任意売却及び組合等の土地・建物・機械器具の競売により、一部債権回収が図られたところであり、今後もさらなる債権回収に向けて引き続き努力されたい。 (指摘事項)	までに抵当物件の競売(21年4月配当)をはじめとして、組合及び理事長である連帯保証人に対する破産申立(21年8月5日異時廃止決定)、他の連帯保証人2名に対する自宅土地家屋の強制競売申立(1名については任意売却により一定額を回収、1名については請求異議申立があったが地裁で県勝訴)、他の1名に対する毎月の給与所得からの回収を行ってきたところである。また、係争していた「怠る事実の違法確認等請求控訴事件」及び「証書真否確認事件・請求異議事件」はいずれも21年12月に判決が言い渡され、前者については上記の県の措置を受け原告が県に対する訴えを取り下げ(個人被告に対する損害賠償については請求棄却されたが、原告が上告した)、後者については県の勝訴となった。今後も引き続き連帯保証人の資産状況調査などを行い、積極的な債権回収に努めていくこととしている。
	雇用労政課	平成21年 5月29日	補助金交付事務について 補助金交付事務において、補助事業終了後も補助指令が行われていないものが認められた。 今後は、事業開始前に補助指令を行うべきである。 (注意事項)	今後は事業実施前に補助指令を行うこととし、補助金交付事務について各補助金の交付要綱に基づき、適正な執行に努める。
農林部	農業水産振興課	平成21年 7月9日	郵便切手の購入について 郵便切手について、年度末に大量に購入し、翌年度繰越額が年間使用量を上回っていた。 購入にあたっては、使用の見込量と残高を十分精査し、必要量を購入すべきである。 (注意事項)	郵便切手の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認・記録し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。
	畜産課	平成21年 7月9日	郵便切手の購入について 郵便切手の残高が年間使用量に比べ、十分あるにもかかわらず、年度末に一括購入されていた。 購入にあたっては、使用の見込量に応じて、必要量を購入すべきである。	郵便切手の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認・記録し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。

			(注意事項)	
	耕地課	平成21年 7月9日	国営総合農地開発事業費分担金の未収について 国営総合農地開発事業費分担金について、平成19年度に発生した未収金は平成20年度中に解消されたが、平成20年度分について新たに未収金が発生しており、未収金額も増加している。 今後、未収金が継続して拡大することのないよう、適切な収納対策を講じるべきである。 (指摘事項)	土地改良区に滞納処分を実施する旨の督促状を送達したが、今後も早期に完納されるよう引き続き催告を行う。 また、土地改良区が農家から負担金を徴収できるよう農地の流動化対策、営農活性化対策を講じるとともに、土地改良区が滞納者に対して滞納処分を実施するよう指導をして行く。
	林政課	平成21年 7月9日	コピー用紙の購入について 年度末に大量のコピー用紙が購入されていた。 物品の購入にあたっては、年間及び月別の使用量をあらかじめ見込み、必要に応じて購入すべきであり、翌年度へ大半を繰越すことがないよう計画的に執行されたい。 (注意事項)	コピー用紙の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認・記録し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。
土木部	総務室	平成21年 8月24日	賃金にかかる国庫補助事務費の経理処理について 平成20年度決算において、国庫補助対象とならない土木事務所の日々雇用職員賃金の一部（炊事等賄い担当等）が国庫補助事務費として経理処理されていた。 国庫補助対象事務費は、補助事業執行のために直接必要な経費を充当すべきものであることから、今後の事務処理にあたっては、業務の内容と補助事業の目的等を十分精査し、適切に経理を区分する必要がある。 併せて、部局内において適切なチェック体制を早急に整えられとともに、適正な予算執行に向けた取り組みを徹底されたい。 (指摘事項)	国庫補助事務費の今後の執行にあたっては、業務の内容や補助事業の目的等をより一層精査し、適切な区分経理を実施していく。 また、事務費の決算事務処理については、年末等早い時点において補助・単独の区分も含め事務費の執行状況を把握し、国庫補助事務費の執行予定額を見込むとともに、年度末の決算時点では再度の最終確認を行うなど、二段階でのチェックを実施し、適正な予算執行に取り組んでいく。
まちづくり推進局	住宅課	平成21年 7月31日	収入印紙、郵便切手の保管管理等の適正化について 県営住宅の明渡訴訟等に要する収入印紙及び郵便切手の受け払いについて、交付簿等が作成されておらず、保管残高の確認が行われていなかった。	県営住宅の明渡訴訟等に要する収入印紙及び郵便切手の受け払いについて、保管残高が確認できるよう、それぞれの交付簿を作成のうえ、取扱責任者及び

		た。 今後は、交付簿等の帳簿を作成し、保管残高を明らかにするとともに、取扱責任者等を定めて適正な管理に努めるべきである。 なお、現在の各保管残高が多額となっているので、保管管理における安全確保の観点から、必要最小限度の保管額にとどめられたい。 (指摘事項) 県営住宅使用料等の未収金について 県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、それぞれ未収金が増加し総額が多額となっている。 滞納者に対し明渡訴訟や強制執行などの法的措置を含めた滞納整理に努めているほか、平成19年度から導入した退去滞納者に対する債権回収の民間委託を平成20年度においても推進するなど未収金の解消に努力されているが、今後一層、未収金の収納の促進に努めるべきである。 特に、県営住宅使用料については現年度分の収納率が悪化していることから、より一層管理代行者等との連携を強化し新たな未収金発生の防止を図られたい。(注意事項)	取扱担当者を定め、複数の者で確認する体制とした。また、保管している収入印紙等は、執行状況を確認のうえ、今後の明渡訴訟等の件数の見込みを出し、必要最小限度にとどめることとする。 県営住宅の使用料等の未収金については、嘱託職員の巡回による納付依頼や昼間不在者への夜間訪問により回収に努めている。また、予防措置として使用料等の支払方法について、納付書による振込方法から口座振替への手続き変更を促している。滞納者に対しては、滞納2ヶ月後から順次、督促状、明渡請求通知等を送付し、さらに明渡訴訟などの法的措置へと厳格に対応している。 退去滞納者の未収金については、平成20年度に引き続き債権回収会社に収納委託しており、昨年度年1回であった退去滞納者の情報提供回数を今年度から年4回程度に増やす予定であり、退去後の早期接触を図ることで債権回収の強化に努めることとしている。 現年度分の家賃の収納率の悪化に対しては、管理代行者等との情報交換の場を増やし、連帯強化を図ることで収納率の向上に努める。
教育委員会 学校支援課	平成21年 6月5日	奨学資金貸付金の償還未済について ①高校奨学資金貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。 ②大学奨学資金貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努め	奨学資金貸付金の償還未済金については、従来から滞納者に返還督促を行い、併せて返還相談会(県内24会場)を開催し返還方法等の周知徹底を図るとともに、戸別訪問及び電話等による返還督促を実施してきた。 また、平成18年度から非常勤嘱託4名を雇用し、訪問督促

		るべきである。 ③高等学校全日制課程等修学奨励金貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。（注意事項）	を強化するとともに返還免除・猶予についての周知も併せて行ってきた。 平成20年度からは法的措置を実施して支払督促の申立てを行い、平成21年度においても支払督促の申立て及び仮執行宣言の申立てを行った。さらに、平成22年度からは、行方不明や遠隔地等で回収が困難な債権について民間への債権回収委託を実施する。 以上の対策を講じてきたが、今後も引き続き償還未済金の回収に努める。
--	--	--	--

（イ）出先機関

部局及び所属名	監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 東京事務所	平成21年 12月16日	廃棄物の処理委託契約について i スタジオの売却準備にあたり、ボイラー室にあった成分不明の液体を処分委託する際、産業廃棄物であるとの認識がなかったため、廃棄物処理法の許可を得ていない業者と契約し、委託料の支払いをしていた。処分に当たっては、産業廃棄物と判明したため、許可業者とも廃棄物処理法に従った契約がそれぞれ交わされているが、許可を得ていない業者との契約は必要のないものである。 不用物の廃棄処分に当たっては、廃棄物処理法に基づき、適正な契約・支払をするべきである。（注意事項）	不用物の廃棄処分に関する取扱いの徹底 今回の成分不明液体の処分については、成分分析結果の「希釈して放流可能」との報告により、一般廃棄物との認識のもと契約執行を行った。 今回の事象は適正な処理方法に関する認識が不足していたことに起因するものと深く反省している。 結果として産業廃棄物の処理がなされていたものの、今後はかかることのないよう適正な法の運用を図るべく関係機関と十分協議を行うとともに、このことについて所属職員への周知徹底に努めて参る。
福祉部 中和福祉事務所	平成21年 11月9日	生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。 電話、訪問等により未収金の回収に努力されているが、今後も一層収納の促進に努めるべきである。（注意事項）	生活保護返納金については、その多くは生活保護受給者が収入や資産を正確に申告しないことにより発生していることから、受給者に対して、生活保護制度の説明や指導を一層徹底することにより返納金の発生防止に努める。 また、返納金の徴収に当たっては、生活実態の確認を行い、

			督促状等の送付や電話による催告、各地区担当からの催促の強化、世帯訪問による納入指導を実施し、分割による納付にも応じることで、引き続き未収金の収納促進に努める。
吉野福祉事務所	平成21年 11月9日	生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。 電話、訪問等により未収金の回収に努められており、現年度分は減少しているが全体としては増加しているため、今後も一層、収納の促進に努めるべきである。 (注意事項)	生活保護返納金の滞納者については、電話や訪問により支払いを求めるとともに、滞納の理由や生活状況等に関して債務者本人及び関係者から聞き取り等の調査を行い、債務者それぞれの生活状況に応じた弁済計画を立てるよう指導しているところである。 今後も訪問、督促等を行い、より一層収納の促進に努める。
健康安全局 奈良病院	平成21年 7月17日	医業収入の未収金について 医業収入において、未収金が認められた。 未収金の回収に努力されており、現年度分の個人未収金は前年度に比べ減少している。今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。 (注意事項)	現年度の未収金については、督促回数の強化等、引き続き積極的な取組みを継続する。なお、7月からクレジットカードを導入し、分納の申し出に対しては、分割払い・リボルビング払いを推奨するなど、未収金の発生を未然に予防している。 また、過年度未収金に対しては、今年度より民間の債権回収業者へ集金代行業務を委託し、早期回収に努めている。
三室病院	平成21年 7月17日	医業収入の未収金について 医業収入において、未収金の増加が認められた。 未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。 (指摘事項) 入院の診療報酬請求漏れについて 平成19年4月から平成20年9月までの期間、医事コンピューターの設定ミスにより、入院診療報酬の請求漏れがあり、請求漏れ金額の精査等をするために新たな業務委託も発生していた。今後、請	現年度未収金については、9月末までの分について督促状を発送したところであり、今後、必要に応じて電話による督促を行い回収に努める。 また、過年度未収金の回収については、今年度より民間の債権回収業者へ集金代行業務を委託するなど、回収に努めている。 請求漏れの原因が医事コンピューターの設定ミスであったため、医事コンピューターのマスターチェックを実施し、さらに医療事務委託業者以外の業者によるレセプトチェックも実施したところである。

		求漏れを防止するよう、診療報酬請求におけるチェック体制の強化を図るべきである。 また、患者への説明等に万全を期し、速やかに収納されたい。 (指摘事項) 通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、27,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項) 委託業務にかかる検収及び支出事務について 病院基準寝具提供業務委託にかかる検収及び支出において、「延べ入院患者数」実績で算定すべきところ、「病床数×日数」で請求があり、同数で検収・支出がされたため、過払いが生じていた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)	今後は、これらのチェックを定期的実施するとともに、レセプト点検を行っている業者の指導強化に努めていく。 また、患者への請求に当たっては、医療管理課とプロジェクトチームを組織し、原因と請求内容を説明した通知の作成及び支払い方法、窓口での役割分担、説明手順の整理・確認作業などを行い、患者に対し10月より納入通知書を送付し収納に努めている。 通勤手当の誤りについては速やかに修正し、過払いについては平成21年6月中に本人から返納させた。今後は、より一層、慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。 過払い分の返還については分割納付により年度内に返還させるとともに、今後は、検収と支出の確認について、総務課内でより一層慎重に事務処理を行うことにより、再発防止を徹底する。
五條病院	平成21年 7月17日	医業収入の未収金について 医業収入において、未収金が認められた。 未収金の回収に努力されており、現年度分の個人未収金は前年度に比べ減少している。今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。 (注意事項)	医業収入の未収金について、新たに発生したものは早期段階で未納者を把握し、電話による催告や督促状・催告書の送付を行っている。また、過年度分については今年度より民間の債権回収業者へ集金代行業務を委託し、定期的に未納者に通知するなどして早期回収に努めている。 未収金の発生防止策としては、投薬・院外処方箋の引き替えや退院許可を収納確認後に行うことの徹底や、分納・延納・振り込みの相談に積極的に応じていくことで納付意識を高めていく。

			通勤手当の支給について 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため、1件、3,000円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	通勤手当の事務処理誤りについては、平成21年6月分の給与で追給し適正に処理した。 今後は、より一層慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。
商工労働部	工業技術センター	平成21年5月22日	機械器具使用料の証紙収納について 機械器具使用料の証紙収納において、一部使用料の額を誤ったため、20件、4,400円の過収納が認められた。 また、この過収納について、同一人から後日機械器具使用許可申請があった際、証紙貼付額について過収納分を相殺していた。 今後は、使用料額を十分確認のうえ証紙収納を行うとともに、過収納分については、歳出予算から還付すべきである。（注意事項）	証紙収納において過誤収納の発生を未然に防止するよう、受付業務を担当する各研究員に対して使用料額周知の徹底を図るとともに、従来、担当職員と担当管理職だけで行っていた収納確認業務の審査を庶務係全員で行うこととした。 今後は、証紙収納業務について適正な事務処理を行う。
農林部	中央卸売市場	平成21年5月22日	市場使用料等の未収金について 市場使用料等において、未収金が平成16年度以降毎年継続的に増加している。現年度の未収金額は減少しているものの、全体としては大きく増加しているため、未収金の圧縮について更に積極的な対応に努めるべきである。（指摘事項） 委員報酬の支給誤りについて 奈良県中央卸売市場取引委員会において、出席委員11名の報酬につき、一人当たり610円合計で6,710円の過払いがあった。 返還させるとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項） 委託業務実施に係る不適正な	「中央卸売市場施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、督促状による納付催告・事業所訪問及び事情聴取を行い、支払誓約、支払計画書を提出させる等の措置を講じ、収納に努めている。さらに、農林部で中央卸売市場の未収金対策会議を適宜開催し、状況把握と法的措置を含めた対応策について検討を行っており、今後も継続していく。 過払い分については平成20年度中に全額適正に返還を受けている。今後の支出にあたっては、「附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則」に改正がないことを確認の上、規定にある報酬額を支給する。今後も支給前には規則の確認を怠ることなく適正な支給事務に努めていく。

		会計事務処理について 委託業務において、支出負担行為決議等の事務処理がなされないまま業務が実施されていた。 地方自治法等の法令に基づき、適正に会計事務を処理すべきである。（注意事項）	内部における業務の執行状況の確認を強化し、必要な事務処理手続等を経ないで業務を執行させることのないように再発の防止に努めている。
北部農林振興事務所	平成21年11月11日	契約解除違約金等の調定・納入通知時期について 工事請負契約において、契約解除違約金、前払金返還利息の調定及び納入通知が、契約解除翌年度の破産手続き開始時等に行われるなど遅延していた。 これらについては、契約解除違約金は契約解除と同時に、前払金返還利息は前払金返還金収納後速やかに行うべきである。（注意事項） 郵便切手の購入について 郵便切手について、残高が十分あるにもかかわらず、年間使用額を上回った購入が行われていた。 購入に当たっては、残高、使用見込みに応じた必要額を購入すべきである。（注意事項）	今後は、規則に基づき、契約解除違約金は契約解除時に、前払金返還利息は前払金返還金収納後に、適正に且つ速やかに調定事務を行う。 郵便切手の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。
中部農林振興事務所	平成21年12月18日	郵便切手の購入について 郵便切手について、使用見込みに比較し残高が十分あるにもかかわらず購入されていた。 購入に当たっては、残高、使用見込みを十分勘案し、必要額を購入すべきである。（注意事項）	郵便切手の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。
東部農林振興事務所	平成21年12月24日	郵便切手の購入について 郵便切手について、残高が十分にあるにもかかわらず年間使用額を上回った購入が行われていた。 購入に当たっては、残高、使用見込みに応じた必要額を購入すべきである。（注意事項） ロープネットの設計価格について	郵便切手の購入にあたっては、毎月末に在庫量を確認し、過剰な在庫を持たないよう計画的な発注に努める。特に年度末においては、管理職による早期の在庫チェックを徹底し、必要最小限の発注に止める。

			土木工事積算に用いる資材等の設計価格は見積対象の類似品が物価資料等に掲載のある場合には「土木工事積算に用いる資材等の設計価格の取扱要領」により査定率（類似品物価資料価格÷類似品見積価格）を必要品の見積価格に乘じることになっている。 ロープネット設置工事における資材価格について、見積対象の類似品があるにもかかわらず査定率を乗じず見積価格で積算されていた。今後は上記取扱要領に基づき設計価格の積算を行うべきである。 （注意事項）	今後は、「土木工事積算に用いる資材等の設計価格の取扱要領」に基づき、適正に設計価格の積算を行う。
	南部農林振興事務所	平成21年 11月19日	契約解除違約金等の調定・納入通知時期について 工事請負契約において、契約解除違約金、前払金返還利息の調定及び納入通知が、契約解除翌年度の破産手続き開始時に行われるなど遅延していた。 これらについては、契約解除違約金は契約解除と同時に、前払金返還利息は前払金返還金収納後速やかに行うべきである。 （注意事項）	今後は、規則に基づき、契約解除違約金は契約解除時に、前払金返還利息は前払金返還金収納後に、適正に且つ速やかに調定事務を行う。
土木部	高田土木事務所	平成21年 12月18日	収入印紙の購入について 収入印紙について、年度末に大量に購入し、翌年度繰越額が年間使用見込額を上回っていた。 購入にあたっては、残高及び使用見込みに応じた必要額を適時に購入するべきである。 （注意事項） 道路占用料の調定について 道路占用料の一部について、調定時期の遅延が認められた。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に調定を行うべきである。 （注意事項）	今後は、残高及び使用見込みに応じた必要額を適時に購入する。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に調定を行う。
	宇陀土木事務所	平成21年 12月24日	工事の設計変更について 道路改良工事において、設計変更で対応すべきところ増額分を別設計し随意契約を行っていた。	建設工事請負契約第18条により、今後は、適正な設計変更に努める。

		今後は、工事の変更内容を十分に精査のうえ、適正な設計変更と契約変更を行うべきである。（注意事項） 道路施設緊急維持修繕工事の執行について 道路施設緊急維持修繕工事において、維持業務請負契約書の総支払限度額を超えて執行されているものがあった。 今後は、契約書約定及び仕様書等に従い、適正に緊急指示・支出事務を行うべきである。（注意事項）	地方自治法施行令及び奈良県会計規則等に則り、今後は、工事の的確な緊急指示を行うとともに契約書約定等に則した適正な支出事務を行う。
吉野土木事務所	平成21年 11月17日	公用車修繕料における支払いの遅延について 平成20年7月9日の公用車事故による修繕料について、年度内に支払がされていなかった。 債務確認は行われていたが、請求書が提出されていなかったため、支払いを失念したものである。すみやかに処理するとともに、今後、会計上の債務管理を徹底し、支払遅延を生じさせないように十分留意すべきである。（注意事項） 電信電話料の支払い年度誤りについて 平成19年度予算で支払うべき電話電信料が、平成20年度で支払われていた。 今後は適正な年度で支払うよう十分留意すべきである。（注意事項） 備品購入における会計書類の作成について 備品を購入するための物品購入伺書及び納品確認のための検査書が作成されていなかった。 備品購入に際しては、物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては、検査書を作成し適切に検収業務を行うなど、適正な会計処理を行うべきである。（注意事項）	公用車修繕料における支払いの遅延については、平成21年10月30日にて支出処理した。今後は、債務管理の徹底を図り、支給遅延が生じないように適正処理に努める。 電信電話料の支払い年度誤りについては、支出処理を2名以上によるチェック体制で行うことにした。 今後は、支払い年度誤りが生じないように適正処理に努める。 備品購入における会計書類の作成については、備品等物品購入担当者以外の職員に会計処理のチェックをさせる体制にした。 今後は、会計書類の未作成が生じないように適正な会計処理に努める。
五條土木事	平成21年	行政財産の目的外使用許可に	

	務所	11月19日	ついて 特別高圧架空電線の線下敷として、庁舎敷地の目的外使用許可がなされていなかった。 奈良県公有財産規則第14条に基づき、速やかに行政財産使用許可申請を提出させるとともに、使用料についても平成14年3月20日付け管第174号総務部長通知により適切に処理されたい。 (注意事項)	特別高圧架空電線の線下敷として使用している庁舎敷地面積確定のため業者による測量を実施させた後、平成21年10月29日付けで行政財産使用許可申請書の提出を受けた。 この申請に対し、平成21年11月1日より平成31年10月31日までの10年間の行政財産使用許可書を交付するとともに、平成21年度分行政財産使用料、及び過去5年分の行政財産使用料相当額を平成21年12月28日に収納した。
教育委員会	樫原考古学研究所	平成21年4月22日	科学研究費補助金の紛失について 科学研究費において、補助金の適正な管理がなされていなかったため、現金の紛失が発生した。科学研究費補助金は、研究者に代わり、研究機関が会計上の管理を行うこととされており、適切な経理処理が常時求められるものである。 現在は「科学研究費補助金事務の手引き」が作成され、それに基づき、科学研究費の運営・管理が行われているが、支払事務、現金の取扱いにあたっては、「手引き」を遵守し、厳正な管理体制を徹底すべきである。(指摘事項) 行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。 使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	科学研究費補助金の紛失については、今後このようなことがないように「科学研究費補助金の手引き」を遵守し、厳正な管理体制を徹底し適正な遂行に努める。 行政財産使用料の調定については、奈良県行政財産使用料条例、施行規則を遵守し、適正に行う。
	奈良高等学校	平成21年1月28日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、認定及び事務処理を誤ったた	通勤手当の認定等の誤りについては、認定の変更を行うとと

		め、2件、35,500円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	もに、過払いについては、平成21年1月及び2月の給与で調整した。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。
西の京高等学校	平成21年 1月30日	扶養手当の支給について 扶養手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、13,585円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	扶養手当の支給不足については、平成21年2月給与で追給した。 今後は、より一層慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。
山辺高等学校	平成21年 4月15日	生産物の処分等に関する事務について 生産物の処分等に関する事務において、不適正な事務処理が認められた。 奈良県会計規則に基づき適正に事務処理を行うべきである。 (指摘事項) 学校徴収金の取扱いに関する事務について 学校徴収金の取扱いにおいて、不適正な取扱いが認められた。学校徴収金取扱要綱に基づき適正に取り扱うべきである。 (指摘事項)	未処理であった現金については、奈良県会計規則に基づき速やかに歳入の手続きを行いました。今後は、生産物の処分に際しては、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めます。 学校徴収金取扱要綱に定める帳簿等を整備し、要綱に基づき取り扱うよう改めた。
法隆寺国際高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。特に、現年度未収金が急増していることから在校生に対する納付指導を徹底し、未収金発生の未然防止に努める必要がある。 今後も、授業料及び入学料徴収事務取扱要綱に基づき、定期的に徴収促進委員会を開催し滞納者に対する納付指導を徹底・強化されるとともに、適正な債権管理と未収金の未然防止を図るなど、一層の収納促進に努めるべきである。 (注意事項)	定例の職員会議で滞納者の納付期限等周知を徹底するとともに、保護者に対し文書・電話により納期までに納めるよう徹底指導に努める。 今後も引き続き「授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な債権の管理と未収金の未然防止を図り、収納の促進に努める。
西和清陵高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金が増加していた。特に、現年度未収金が急増している	現年度未収金の減少に向けて、在校生に対し電話、面談等による納付指導を強化するとともに、

		ことから在校生に対する納付指導を徹底し、未収金発生の未然防止に努める必要がある。 今後も、授業料及び入学料徴収事務取扱要綱に基づき、定期的に徴収促進委員会を開催し滞納者に対する納付指導を徹底・強化されるとともに、適正な債権管理と未収金の未然防止を図るなど、一層の収納促進に努めるべきである。 (指摘事項)	滞納理由の大半が経済的理由であることから、授業料減免申請への助言や約定書提出による分納等、救済措置も併せて進めている。 また、徴収促進委員会や連絡会議を開催し対応等について協議を行っており、今後も引き続き、適正な債権管理と未収金の未然防止を図り、収納の促進に努める。
二階堂高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金が増加していた。特に、現年度未収金が急増していることから在校生に対する納付指導を徹底し、未収金発生の未然防止に努める必要がある。 今後も、授業料及び入学料徴収事務取扱要綱に基づき、定期的に徴収促進委員会を開催し滞納者に対する納付指導を徹底・強化されるとともに、適正な債権管理と未収金の未然防止を図るなど、一層の収納促進に努めるべきである。 (注意事項)	未収金の徴収を図るため、授業料及び入学料徴収事務取扱要綱に基づき、12月16日に徴収促進委員会を開催し、滞納者に対する納付指導の徹底・強化を行った。 今後は、なお一層の収納促進に努める。
磯城野高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、未収金の増加が認められた。特に、現年度未収金が多額であることから在校生に対する納付指導を徹底し、未収金発生の未然防止に努める必要がある。 今後も、授業料及び入学料徴収事務取扱要綱に基づき、定期的に徴収促進委員会を開催し滞納者に対する納付指導を徹底・強化されるとともに、適正な債権管理と未収金の未然防止を図るなど、一層の収納促進に努めるべきである。 (指摘事項)	高等学校授業料の未収金については、随時電話による催告を行うとともに定期的に督促状を発送し、裁判所への支払い督促手続と併せ収納に努めている。 また、現年度の未納者等に対しては、納付誓約や支払計画の策定等による納付指導を行い、一括納付が不可能な者に対しては、分割納付で未納額を減少させるなど債権の回収に努めている。 今後も引き続き、「授業料及び入学料徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な債権の管理と未収金の未納防止を図り、収納の促進に努める。
畝傍高等学校	平成21年 11月9日	備品購入にかかる会計処理について 備品として管理されている「畝傍高等学校プログラムタ	今後の予算措置にあたっては、更に慎重に学校支援課と調整を

		イマー」の更新にかかる会計処理が工事請負費で執行されていた。 今後は、会計規則を遵守し、適正な科目（備品購入費）で執行すべきである。 （注意事項）	図りながら、適正な科目で執行するよう努める。
桜井高等学校	平成21年 11月9日	工事期間の設定について 野球グラウンドの防球ネット設置工事において、支柱材料のコンクリートポールが工期内に入手困難なため、ポールと設置工事費を除く変更契約を結び精算していたが、工事の目的達成のためには繰越措置を行い工期を延長するべきであった。 今後は、適正な工事設定に基づいた施工計画を立てて執行すべきである。 （注意事項）	工事の執行にあたっては、注意事項に留意し余裕のある工事期間を設けるなど、適正な工事設定に基づいた施工計画を立てて執行するよう努める。
大宇陀高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料の未収金が増加している状況が認められ、未収金額は多額であることから、今後も引き続き未収金の収納促進と新たな発生防止に努められたい。（指摘事項）	電話・文書等での督促に加え、教職員と連携し家庭訪問・保護者等との面談を行い、家庭の状況に応じ、一部納付や約定書の提出を求め、救済措置も併せて進めている。 今後も引き続き適正な債権管理と未収金の未然防止を図り、収納促進と新たな発生防止に努める。
王寺工業高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料の未収金が増加していた。特に現年度未収金が多額となっているため、今後も引き続き未収金の収納促進と新たな発生防止に努められたい。（注意事項） （注意事項）	「奈良県立高等学校授業料及び入学科徴収事務取扱要綱」に基づき、適正に徴収事務を行いより一層の収納促進を図るとともに、授業料等徴収促進委員会の活用等により学校全体の連携強化をはかり未収金の回収に努める。
大和広陵高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料の未収金が増加し、額も多額であるため、今後も引き続き未収金の収納促進と新たな未収金の発生防止に努められたい。 （指摘事項）	授業料の未収金については、随時、電話による催告や家庭訪問を行うとともに、定期的に督促状を送付し、裁判所への支払い督促手続きと合わせ収納に努めている。 また、現年度の未納者等に対

			しては、担任を通じての催促、納付誓約や支払計画の策定等による納付指導を行い、一括納付が不可能な者に対しては、分割納付で未納額を減少させるなど、きめ細かな対応を心がけ、債権の管理と未収金の発生防止を図り、収納の促進に努める。
吉野高等学校	平成21年 11月9日	高等学校授業料の未収金について 高等学校授業料において、徴収努力の結果未収金は減少したが、なお未収金額は多額であることから、今後も引き続き未収金の収納促進と新たな発生防止に努められたい。 (注意事項)	「奈良県立高等学校授業料及び入学科徴収事務取扱要綱」に基づき、引き続き授業料等徴収促進委員会を開催し納付指導を強化するとともに、奨学金制度の活用及び分納により未収金の減少に努めたい。さらに、支払督促の申し立て制度を活用した収納促進にも努めたい。
西和養護学校	平成21年 11月9日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、23,660円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項) 備品の現物確認について 西和清陵高等学校（旧上牧高等学校）から引き継いだ備品について、書類上の引継に留まり、現物の確認ができていないものが認められた。 現物の確認が徹底されていないと、盗難や紛失等があった場合に適時に発見できなくなる等、資産の保全の観点からは問題である。現物と備品現在簿等の帳簿との照合は資産管理の基本的な事項と考えられるため、期限を定めて現物確認を実施されたい。 (注意事項)	通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成21年10月分の給与で調整した。 今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。 平成22年3月に部屋別・分掌別備品一覧表を作成し、それを元に備品の現物確認を行い、備品現在簿を整理した。 今後は、備品現在簿と現物との照合を適宜実施し、適正な備品管理を行う。

(ウ) 財政的援助団体等

所属名	監査実施 年 月 日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
財団法人奈良県 農業振興公社	平成21年 7月24日	扶養手当の支給について 扶養手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、	事務処理の誤りによる扶養手当の52,916円の支給不足

		52,916円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	について適正に処理するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。 扶養手当の支給不足分については、平成21年7月給与で追給処理がされていることを確認した。
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	平成22年1月19日	未収金の決算計上等について 病院収入に係る個人未収金が資産計上されていなかった。また、個人未収金のうち通院分について、納入誓約書の徴収、督促等の未収金納付対策が実施されていなかった。（注意事項） 薬品等棚卸資産の決算計上について 薬品について、期末に実地棚卸は実施されていたが、期末の在庫が決算で資産に計上されていなかった。また、診療材料については、期中の帳簿在庫管理及び期末の実地棚卸が行われていなかった。 診療材料も含めて実地棚卸を行い、その結果に基づいて、薬品、診療材料とも決算で資産に計上されていた。（注意事項） 物品購入に係る入札事務について 電動ベットの購入において、予定価格が事業団会計規程に定める随意契約によることができる場合の上限額を超過していたにもかかわらず、随意契約を締結していた。物品を購入する際は、競争性・透明性・公平性等の確保の観点から、会計規程に基づき競争入札を実施されたい。（注意事項）	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団に以下のとおり指導を行った。 個人未収金について決算で資産に計上するとともに、個人未収金の通院分について収納対策を講じ未収金の解消に努めること。 診療材料も含めて実地棚卸を行い、その結果に基づき、薬品、診療材料とも決算で資産に計上すること。 物品購入に際しては、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団会計規程に基づき適正な事務執行を行うこと。
奈良県住宅供給公社	平成22年1月15日	通勤手当の支給誤りについて 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、3,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。（注意事項）	通勤手当の支給誤りによる過払い分については、平成21年12月給与で調整させた。 今後は認定時に十分確認し適正な処理に努めるよう指導した。

		県営住宅の家賃減免決定事務補助について 県営住宅の家賃減免に係る入居者からの減免申請書及び添付書類の確認審査について、事務処理を誤ったため県への報告誤りが認められた。 適正に処理するとともに、今後の家賃減免決定事務補助に関する業務遂行に留意すべきである。（注意事項） 郵便切手の保管管理について 県営住宅の管理等に要する郵便切手について、郵便切手交付簿に適正に記載されておらず、取扱責任者等による帳簿確認も行われていなかった。 今後、保管管理にあたっては、取扱責任者等を定めて適正な管理に努めるべきである。（注意事項）	対象者の年齢確認等の家賃減免決定事務補助に関する業務遂行を一層厳正に行うとともに、事務処理の各決裁段階におけるチェック体制を強化するよう指導した。 郵便切手の受払いについて、適正に行うよう職員に周知徹底させるとともに、今後、担当課長補佐が定期的に交付簿の検査を行うなど一層適正な管理に努めるよう指導した。
財団法人奈良県広域地場産業振興センター	平成22年 2月2日	施設管理等の委託に係る随意契約について 施設管理等の委託契約については、長期にわたり同一業者と随意契約により委託がおこなわれている状況にあるため、今後は、競争性、透明性、公平性の確保の観点から、財務規程に従い競争入札を実施すべきである。（注意事項）	財団法人奈良県広域地場産業振興センターを平成21年度末で解散して、奈良県が出先機関「奈良県産業会館」として平成22年4月1日から運営することになったことから、設備管理等の委託業務を財務規程に従い競争入札を実施した。